

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第十二号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条
第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月 大蔵省、厚生省、
農林水産省、通商産業省、告示第八号）
の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

財務大臣	尾身	幸次
厚生労働大臣	柳澤	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
環境大臣	若林	正俊

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年 大蔵省、厚生労働省、
通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項中「一三
、九五〇」を「一四、一〇〇」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「一
二、六四〇」を「一二、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「
一一、四四〇」を「一二、四六〇」に改め、同表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中
「五、六六四」を「六、二七二」に改め、同表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項中「

二八、五〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「六八、七八〇」を「七三、九一四」に改める。